

共同募金公募型助成 経費の取り扱いについて

社会福祉法人 京都市中京区社会福祉協議会

事業を実施されるにあたっての経費について、助成の対象となるものと、ならないものがあります。また、助成の対象であっても、上限額が設けられているものがあります。

助成対象外経費や、助成対象経費であっても上限を超えた部分の経費については、貴団体の自己資金によってまかなっていただく必要があります。

以下に示したものの以外でも、申請いただいた内容によって査定することがございますので、ご注意ください。

①助成対象とならない経費

●団体の運営にかかる経費

事業に対する助成であるため、申請団体の事務所の家賃等の維持経費は助成対象となりません。

●飲食費

団体メンバーの打合せや親睦等にかかる経費は助成対象となりません。一方、交流を目的としたカフェのコーヒー代等、事業の目的を達成するために必要不可欠な「材料費」としての食材、飲み物代等は、助成対象となります。

●他事業との共用の経費で、支出にかかる証拠書類を分けられない経費

水光熱費、ガソリン代など、助成事業の活動でのみ要したことを明らかにすることができない経費は、助成対象となりません。明らかにすることが可能である場合は、別途ご相談ください。

②助成対象となるが、上限がある経費

●講師謝礼

一人あたり5,000円（～2時間）。指導時間（拘束時間ではなく、指導にあたる時間）が2時間以上の場合は、一日につき上限10,000円。

※医師、看護師、栄養士、大学教授等は、一人あたり10,000円（～1日）。

上限以上の経費については、申請団体の自己資金によってまかなっていただくようお願いいたします。